



安全で安心できる 住みよい 「まちづくり」

市では、市民のみなさんと行政が強いパートナーシップを築きながら、協働によるまちづくりを推進することを基本理念として、各分野において住みよいまちづくりに向けた施策を展開しており、こうした施策のひとつとして、空き家対策を進めています。

総務省が発表した「住宅・土地統計調査」によると、平成25年の全国の空き家数は820万戸で空き家率は13・5%となり、いずれの数値も過去最高となっています。

本市においても、住宅総数約13,000戸に対して、空き家数は約2,500戸、空き家率は約19%となっており、平成20年からの5年間で、約1%増加しています。

空き家は、適切な管理を怠り老朽化が進むほど、修繕等に要するコストが高くなるばかりか、相続を重ね

て権利関係が複雑化していくと、売却や除却等の処分行為に必要な権利の調整が煩雑になるなど、問題解決の難易度が高くなることから、問題が深刻化する前に早期の対応が重要になります。

また、適切な管理がなされないまま放置された空き家は、治安の低下や犯罪を誘発する恐れ、防災機能の低下、雑草や病害虫の発生などの公衆衛生の低下、さらには景観の悪化や地域イメージの低下など生活環境への影響が懸念されます。

このような中、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

この法律では、空き家の適正な管理を進めるための空き家等対策計画の策定などを通じて、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進することによって、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することとされています。

目標に空き家の実態調査を実施しています。

この調査では、1年以上居住の実態がないもの、家屋の老朽化により安全面や環境面、衛生面で地域への影響が懸念されるもの、借家などの再利用が可能なものを抽出していきます。

今後、この空き家実態調査の分析結果をもとに、効果的な対策や活用について検討を行い、空き家等対策計画の策定に向けて活かしていくこととしています。

こうした取組や施策を通じて、これからも市民のみなさんが安心して安全に生活できる住みよいまちづくりを推進していきます。



老朽化した家屋

◀解体前

▼解体後

